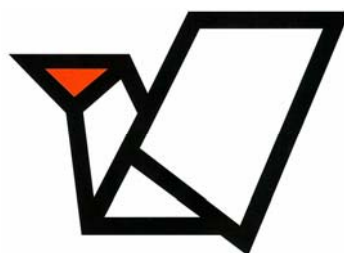


令和3年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会
議案説明資料



令和3年3月29日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

【このページは空白です】

令和3年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第1回定例会議案説明資料 目次

	資料番号	ページ 番号
報告		
報告第1号 専決処分の報告について (神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の一部を改正する条例)	資料1	1
報告第2号 専決処分の報告について (神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)	資料2	3
承認		
承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例)	資料3	5
議案		
議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について	資料4	7
議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について	資料5	9
議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	資料6	11
議案第4号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	資料7	13
議案第5号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について	資料8	19
議案第6号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	資料9	21
議案第7号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	資料10	23
議案第8号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	資料11	27

【このページは空白です】

専決処分の報告について

(神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の一部を改正する条例)

1 概要

工業標準化法（昭和24年法律第185号）の改正に伴い、所要の規定を整理するため当該条例の一部を改正しました。

同法の用語を引用する規定の整理をするもので独自の判断をする余地のないものであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分としました。

2 改正の内容

当該条例の別表において引用している「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めました。

3 条例の施行日

公布の日（令和3年2月24日）

神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	金額	種別	金額
日本産業規格A列3 番までの大きさの用 紙	1枚につき10円 1枚につき50円	白黒 カラー	1枚につき10円 1枚につき50円
日本産業規格A列3番を超える 大きさの用紙	実費相当額	日本工業規格A列3番を超える 大きさの用紙	実費相当額
備考	両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。	備考	両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

(注) 傍線部分は改正部分

専決処分の報告について

(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)

1 概要

令和3年2月3日付公布されました新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（法律第5号）において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が改正され、新型コロナウイルス感染症を定義する規定が削除されました。

本改正に伴い、新たに当該感染症を定義する規定を定めるため当該条例の一部を改正しました。

当該条例の一部改正については、改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法上の新型コロナウイルス感染症を定義する規定を引用するもので独自の判断をする余地のないものであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分としました。

2 改正の内容

当該条例附則第7条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改めました。

3 条例の施行日

公布の日（令和3年2月24日）

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第7条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者に対し、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>2・3（略）</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第7条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u></u></p> <hr/> <p>をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者に対し、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3（略）</p>

（注）傍線部分は改正部分

専決処分の報告及び承認を求めることについて
(神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、
勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例)

1 概要

12月に支給する短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するため、当該条例の一部を改正しました。

短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合は国家公務員に準じているところ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和2年11月27日に成立したため、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分としました。

2 改正の内容

短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、1.3月から1.25月に引き下げました。

3 条例の施行日

公布の日（令和2年11月30日）

神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例新旧対照表

新	旧	備考
<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例</p> <p>第1条～第17条 (略)</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第18条の2～第24条 (略)</p> <p><u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例</p> <p>第1条～第17条 (略)</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第18条の2～第24条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>第18条第4項修正</p>

(注) 傍線部分は改正部分

神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について

1 条例制定の理由

当広域連合が有する債権の一層の管理適正化を図り、公平かつ円滑な行財政運営に資するため債権の管理に関する条例を制定するものです。

2 条例制定の背景

当広域連合では、これまで地方自治法及び地方自治法施行令の規定に則り、債権管理を行ってきました。また、必要に応じて、履行延期の特約等の規定を適用して適宜分割納付を認めるなど、債務者の状況を考慮しながら債権の回収に努めてきました。

一方で、債務者の所在不明や、生活困窮状態により完全に納付資力を失っている場合など、強制執行などの法的措置も出来ない、事実上回収が困難な事案が発生しており、それらに対応する必要性が生じております。

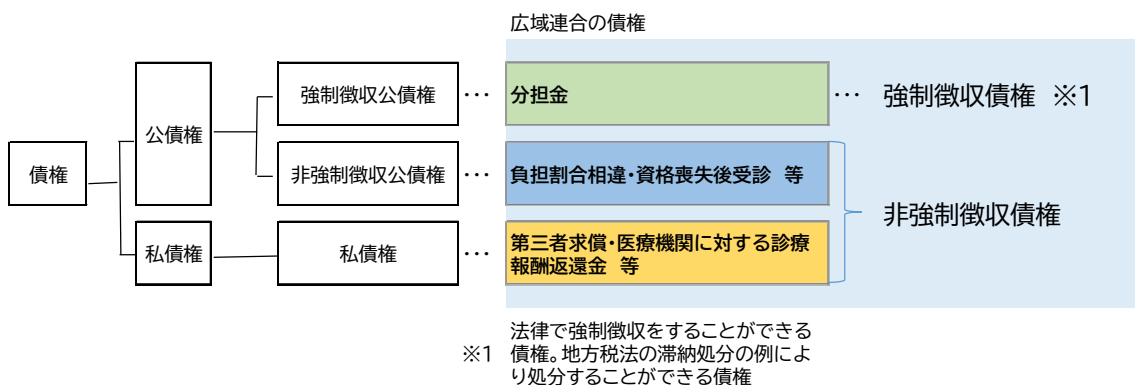
そうした状況の下で、事務を明確化し適正な債権管理を推進するために債権管理条例の制定を行います。

3 条例の主な内容

期限までに支払われない債権に対する督促や、法的措置による保全措置など、地方自治法及び地方自治法施行令に規定される手続きを改めて条例に定める他、地方自治法等の規定を補足し、さらに円滑な管理を行うため規定を定めます。

(1) 当広域連合の債権の定義

当広域連合で管理している債権は、「金銭の給付を目的とする広域連合の権利」とし、管理すべき債権としての「強制徴収債権」と「非強制徴収債権」を定義して規定します。



(2) 督促

履行期限までに履行されない場合は、期限を指定して督促を行う規定を設けます。

(3) 強制執行

督促を行った後、相当の期間を経過しても支払いが履行されない場合など、強制執行を行う規定を設けます。

(4) 徴収停止

債務の履行が困難と認められる場合は、一定条件により徴収停止できる規定を設けます。

(5) 履行延期の特約等

債務者が無資力やこれに近い状態で、履行期限内に納付することが困難な場合など、やむを得ないと認められる場合は、履行期限を延長することができる規定を設けます。

(6) 免除

履行延期の特約後、10年を経過してもなお無資力で納付の見込みがない場合は、債務を免除できる規定を設けます。

(7) 債権放棄

広域連合の管理する債権で、事実上回収の見込みがない一定の要件に当てはまる債権に限り、債権放棄できる規定を設けます。

4 検討経過

令和2年11月13日	第57回幹事会において条例案骨子報告
令和2年11月25日から12月18日	パブリックコメント実施
令和3年2月9日	第58回幹事会(書面会議)による書面議決
令和3年2月22日	第31回運営協議会(書面会議)による書面議決

5 条例案

別紙のとおり

6 施行日

令和3年4月1日

神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、
勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

1 概要

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の成立に伴い、国家公務員に準じて、短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定します。

2 改正の内容

短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、1.25月から1.275月に引き上げます。

3 条例の施行日

令和3年4月1日

4 その他

12月に支給した短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合については、国家公務員に準じて1.3月から1.25月に引き下げるための条例改正（令和2年11月30日施行）を専決処分しています。

令和3年度以降の支給割合

改正	現行
127.5/100	125/100

比較表

	令和3年度以降	令和2年度
6月期	127.5/100	130/100
12月期	127.5/100	125/100
年合計	255/100	255/100

神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例新旧対照表

新	旧	備考
<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例</p> <p>第1条～第17条 (略)</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第18条の2～第24条 (略)</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例</p> <p>第1条～第17条 (略)</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第18条の2～第24条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>第18条第4項修正</p>

(注) 傍線部分は改正部分

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の
一部を改正する条例について

1 概要

「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（総行
行第169号、総行経第35号総務省自治行政局長通知）が発出されたことに鑑み、宣
誓書における押印を廃止するため、所要の規定を整理します。

2 改正の内容

宣誓書の様式中「印」を削除します。

3 条例の施行日

令和3年4月1日

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>別記様式（第2条関係） 宣誓書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、神奈川県後期高齢者医療広域連合職員として、地方自治の本旨にのっとり、公務を民主的かつ能率的に運営しなければならないという責務を深く自覚するとともに、全体の奉仕者であることを認識し、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日 氏名 _____</p>	<p>別記様式（第2条関係） 宣誓書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、神奈川県後期高齢者医療広域連合職員として、地方自治の本旨にのっとり、公務を民主的かつ能率的に運営しなければならないという責務を深く自覚するとともに、全体の奉仕者であることを認識し、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日 氏名 _____ 印</p>

(注) 傍線部分は改正部分

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

平成 30 年度税制改正において、令和 3 年より給与所得控除および公的年金等控除について 10 万円引き下げるとともに基礎控除を 10 万円引き上げることとされ、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 270 号）が施行されました。

政令に基づき、保険料（均等割額）の軽減を判定する所得基準額について、各控除の見直しにより被保険者に不利益が生じないよう標記の条例を改正します。

2 改正内容

保険料（均等割額）の軽減を判定する所得基準額について、以下のとおり改正します。

- (1) 基礎控除額を 10 万円加算します。
- (2) 当該世帯の被保険者および世帯主のうち、給与所得者または年金所得者が 2 人以上いる場合には、軽減基準額に「給与・年金所得者の数の合計数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額」を加算します。

【現行】保険料（均等割額）の軽減判定基準額（世帯の総所得金額等）

- ① 7 割軽減基準額＝基礎控除額 (33 万円)
- ② 5 割軽減基準額＝基礎控除額 (33 万円) + 28.5 万円 × (被保険者数)
- ③ 2 割軽減基準額＝基礎控除額 (33 万円) + 52 万円 × (被保険者数)

【改正後】

- ① 7 割軽減基準額＝基礎控除額 (43 万円)
+ 10 万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)
- ② 5 割軽減基準額＝基礎控除額 (43 万円) + 28.5 万円 × (被保険者数)
+ 10 万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)
- ③ 2 割軽減基準額＝基礎控除額 (43 万円) + 52 万円 × (被保険者数)
+ 10 万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)

3 条例の施行日

令和 3 年 4 月 1 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧	備考
<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条から第11条まで（略）</p> <p>（所得の少ない者に係る保険料の減額）</p> <p>第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>（1）当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに<u>他の所得と区分して計算される所得の金額</u>（令第18条第4項第1号に規定する<u>他の所得と区分して計算される所得の金額</u>をいう。以下この条において同じ。）<u>の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」と</u></p>	<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条から第11条まで（略）</p> <p>（所得の少ない者に係る保険料の減額）</p> <p>第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>（1）当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに<u>他の所得と区分して計算される所得</u>（令第18条第4項第1号に規定する<u>他の所得と区分して計算される所得</u>をいう。以下この条において同じ。）<u>の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額</u></p>	<p>第12条第1項第1号修正</p>

<p>減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に28万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた</p>	<p>減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____に当該世帯に属する被保険者の数に28万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第12条第1項 第3号修正</p>
---	---	--------------------------

<p>金額)に当該世帯に属する被保険者の数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、<u>所得税法</u>第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。</p> <p>第12条第3項から第27条まで(略)</p> <p>附 則 (施行期日) 第1条(略)</p> <p>(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p> <p>第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、<u>第12条第1項第1号中「総所得金額及び</u> _____」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3</p>	<p>_____に当該世帯に属する被保険者の数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、<u>所得税法</u>(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。</p> <p>第12条第3項から第27条まで(略)</p> <p>附 則 (施行期日) 第1条(略)</p> <p>(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p> <p>第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、<u>第12条第1項第1号から第3号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3</u></p>	<p>第12条第2項修正</p> <p>附則第2条修正</p>
---	--	---------------------------------

<p>項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)及び」と、「同法第314条の2第2項第1号」とあるのは「<u>地方税法第314条の2第2項第1号</u>」と、「<u>110万円</u>」とあるのは「<u>125万円</u>」と、同項第2号及び第3号中「<u>総所得金額</u>」とあるのは「<u>総所得金額 (所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)</u>」と、「<u>同条第2項第1号</u>」とあるのは「<u>地方税法第314条の2第2項第1号</u>」とする。</p> <p>第3条から第9条まで (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)と、<u>第12条第1項第2号及び第3号中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____」とする。</p> <p>第3条から第9条まで (略)</p>	
---	--	--

令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合
一般会計補正予算(第 2 号)について

1 補正予算額

4 億 9,343 万 9 千円を増額し、予算総額を 41 億 3,665 万円とします。

2 補正の内容

(1) 歳入

○ 繰越金

令和元年度からの繰越額の確定：4 億 9,343 万 9 千円の増

<歳入予算補正>

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金 1. 繰越金	1. 繰越金	544,226	493,439	1,037,665
歳入合計		3,643,211	493,439	4,136,650

(2) 歳出

○ 一般管理費

令和元年度国庫補助金の精算に伴う国への償還金：1,366 万 1 千円の増

○ 財政調整基金費

令和元年度繰越額の確定に伴う基金への積立金：4 億 7,977 万 8 千円の増

<歳出予算補正>

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費 1. 総務管理費	1. 一般管理費	3,087,363	13,661	3,101,024
2. 総務費 1. 総務管理費	2. 財政調整基金費	16	479,778	479,794
歳出合計		3,643,211	493,439	4,136,650

【参考】

1 財政調整基金積立金

(単位：千円)

令和 2 年度繰越金補正額 (3 月補正) A	令和 2 年度償還金補正額 (3 月補正) B	令和 2 年度財政調整基金費 補正額 (3 月補正) C=A-B
493,439	13,661	479,778

2 財政調整基金令和 2 年度末残高見込み

(単位：千円)

	令和元年度末残高 D	令和 2 年度 取崩額 E	令和 2 年度 積立額 (見込) F	令和 2 年度末 残高 (見込) G=D-E+F
財政調整基金	1,056,354	203,017	(繰越分) 479,778 (積立分) 0 (利子分) 16	1,333,131

【このページは空白です】

令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

1 補正予算額

33億3,692万円を増額し、予算総額を9,616億8,240万2千円とします。

2 補正の内容

(1) 歳入

○ 市町村負担金

療養給付費負担金の令和元年度精算分：2億4,172万4千円の増

○ 繰越金

令和元年度からの繰越額の確定：30億9,519万6千円の増

<歳入予算補正>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金	1. 市町村負担金	198,103,310	241,724	198,345,034
8. 繰越金	1. 繰越金	7,000,000	3,095,196	10,095,196
歳入合計		958,345,482	3,336,920	961,682,402

(2) 歳出

○ 基金積立金

令和元年度繰越額の確定に伴う基金への積立金：33億3,692万円の増

<歳出予算補正>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金	1. 基金積立金	193	3,336,920	3,337,113
歳出合計		958,345,482	3,336,920	961,682,402

【参考】

1 療養給付費等支払準備基金積立金

(単位：千円)

令和2年度繰越金補正額 (3月補正) A	令和2年度市町村負担金 補正額 (3月補正) B	令和2年度支払準備 基金積立金補正額 (3月補正) C=A+B
3,095,196	241,724	3,336,920

2 療養給付費等支払準備基金令和2年度末残高見込み

(単位：千円)

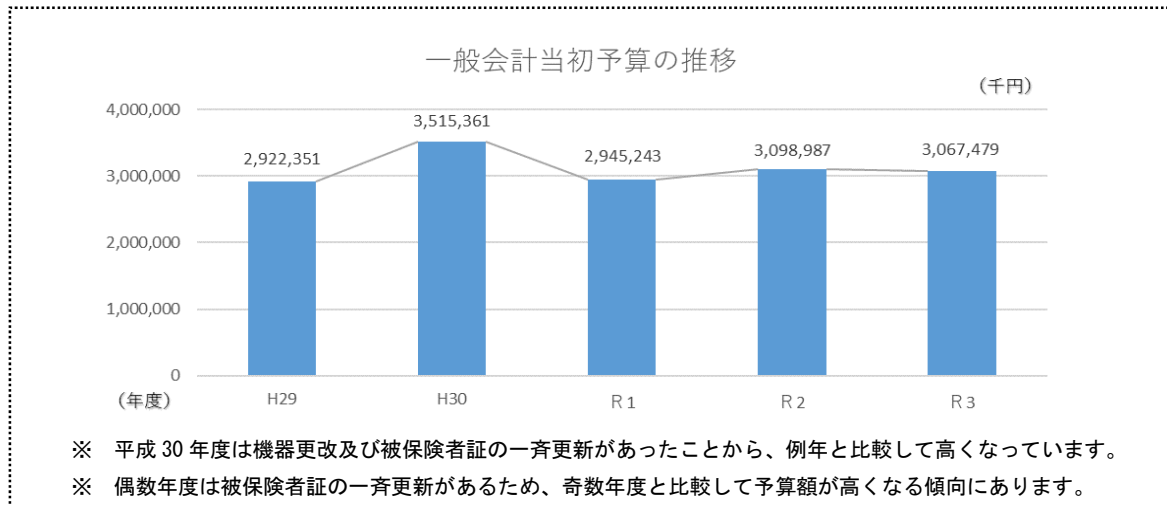
	令和元年度 末残高 D	令和2年度 取崩額 E	令和2年度積立額 (見込) F	令和2年度末残高 (見込) G=D-E+F
支払準備基金	9,694,415	4,418,888	(繰越分) 3,336,920 (利子分) 193	8,612,640

【このページは空白です】

令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算について

1 予算案の全体概要

令和3年度予算総額は、被保険者証の一斉更新に係る経費がないことなどにより、対前年度比3,150万8千円減額（▲1.0%）の30億6,747万9千円となっています。



2 歳入について

(1) 総括表

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和2年度	増減額 (率)
分担金及び負担金	2,393,504	2,400,261	▲6,757 (▲0.3%)
国庫支出金	673,895	495,642	178,253 (36.0%)
繰入金	0	203,024	▲203,024 (▲100.0%)
その他の歳入	80	60	20 (33.3%)
歳入合計	3,067,479	3,098,987	▲31,508 (▲1.0%)

(2) 主な増減要因

- 分担金及び負担金：県内市町村からの共通経費負担金 ▲6,757千円
事業費の見直しや補助金等の特定財源の活用などによる減
- 国庫支出金：国からの補助金や交付金 178,253千円
保険者インセンティブ対象事業の拡充等による増
- 繰入金：財政調整基金からの繰入金 ▲203,024千円
被保険者証一斉更新がないことによる減

3 歳出について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目(事業名)	令和3年度	令和2年度	増減額	(率)
議会費	1,362	1,182	180	(15.2%)
総務費	3,056,117	3,087,805	▲31,688	(▲1.0%)
広域連合運営管理費	143,491	121,212	22,279	(18.4%)
保健事業費	338,428	321,576	16,852	(5.2%)
資格管理事業費	119,600	526,721	▲407,121	(▲77.3%)
電算システム関係費	995,971	858,957	137,014	(16.0%)
財政調整基金費	218,496	16	218,480	(1,365,500.0%)
その他の総務費	1,240,131	1,259,323	▲19,192	(▲1.5%)
予備費	10,000	10,000	0	(-)
歳出合計	3,067,479	3,098,987	▲31,508	(▲1.5%)

※ 事業別一覧は別紙のとおり。

(2) 主な増減要因

- 広域連合運営管理費 22,279 千円
 県セキュリティクラウド構築業務に伴う増
- 保健事業費 16,852 千円
 市町村補助金の増
- 資格管理事業費 ▲ 407,121 千円
 被保険者証一斉更新がないことによる減
- 電算システム関係費 137,014 千円
 次期セキュリティシステム構築等に伴う委託料の増
- 財政調整基金費 218,480 千円
 被保険者証一斉更新に係る積立金の増

4 基金の状況

(単位：千円)

	令和2年度末 残高(見込)	取崩予定額	積立予定額	令和3年度末 残高(見込)
財政調整基金	1,333,131	0	218,496	1,551,627
保健事業等支援基金	1,623,308	0	32	1,623,340

(単位：円)

令和3年度広域連合一般会計予算案 事業別一覧

	令和12年度 当初予算額		令和3年度 査定額		対前年度増減額		対前年度比		予算額の主な増減の内訳
	A	特定財源等 市町村負担金 B	C	市町村負担金 D	C-A	D-B	B/A(%)	D/B(%)	
01 議会費	1,182,000	0	1,382,000	0	180,000	180,000	115.2%	115.2%	
議会運営費	1,182,000	0	1,382,000	0	180,000	180,000	115.2%	115.2%	連合長改選に伴う会場使用料、自動車借上料の増 170千円
02 総務費	3,087,805,000	698,726,000	3,056,117,000	673,975,000	▲ 31,688,000	▲ 6,937,000	99.0%	99.7%	
01 総務管理費	3,087,404,000	698,726,000	3,055,701,000	673,975,000	▲ 31,703,000	▲ 6,952,000	99.0%	99.7%	・県セキュリティクラウド構築業務委託の増 18,374千円 ・資料改定に伴う事務所借上料の増 2,134千円 ・常勤職員増加(1名)等に伴う庁内器具購入費の増 1,498千円
01 広域連合運営管理費	121,212,000	7,750,000	143,491,000	7,800,000	22,279,000	22,229,000	118.4%	119.6%	・職員1名増加するものの、平均年齢の低下等による減 ▲4,894千円 ※職員1名増減(請求内訳:50名(部長1名、課長4名、係長6名、職員37名))
02 広域連合事業費負担金	410,003,000	0	405,109,000	0	▲ 4,894,000	▲ 4,894,000	98.8%	98.8%	
03 会計関係費	73,000	0	73,000	0	0	0	100.0%	100.0%	
04 保険事業費	321,576,000	321,538,000	338,428,000	338,393,000	16,852,000	▲ 3,000	105.2%	92.1%	・低年齢防止・重症化予防の取組に係る補助金の増 20,300千円 ・インセンティブ取組対象事業に係る市町村補助金の増 22,100千円 ・長寿健康増進事業(間トク暫定対応分含む)に係る市町村補助金の減 ▲27,220千円
05 保険料関係事業費	38,033,000	18,985,000	34,279,000	17,955,000	▲ 3,754,000	▲ 2,744,000	90.1%	85.6%	・年齢到達者算定方法見直しに伴う通信運搬費の減 ▲2,557千円 ・軽減特例縮小の周知・広報に係る市町村補助金の減 ▲1,149千円
06 資格管理事業費	526,721,000	214,764,000	119,600,000	2,281,000	▲ 407,121,000	▲ 194,638,000	22.7%	37.6%	・被保険者証の一斉更新がないことによる減
07 給付関係事業費	214,767,000	474,000	223,480,000	475,000	8,713,000	8,712,000	104.1%	104.1%	・被保険者数の増加に伴う通信運搬費の増 801千円 ・被保険者数の増加に伴う関係委託料の増 7,965千円
08 医療費適正化事業費	567,240,000	133,559,000	552,367,000	282,651,000	▲ 14,873,000	▲ 163,965,000	97.4%	62.2%	・医療費適正化事業委託料の精査に伴う通信運搬費の減 ▲6,806千円 ・医療費適正化事業委託料の事業精査に伴う減 ▲8,078千円
09 電算システム関係費	858,957,000	0	995,971,000	0	137,014,000	137,014,000	116.0%	116.0%	・次期セキュリティシステム構築等に伴う委託料の増 173,906千円 ・構想システム中間サーバー稼働負担金の単価見直しに伴う減 ▲42,807千円
10 広報広聴活動関係費	28,781,000	1,635,000	24,375,000	24,365,000	▲ 4,406,000	▲ 27,136,000	84.7%	0.0%	・被保険者証一斉更新がないことに伴う印刷物本費の減 ▲4,175千円 ・若い世代への周知・広報の内容変更に伴う委託料の減 ▲2,806千円
11 財政調整基金費	16,000	16,000	218,496,000	23,000	218,480,000	218,473,000	1365600.0%	—	・令和4年度被保険者証一斉更新に伴う積立金の増 218,473千円
12 保険事業等支援基金費	25,000	25,000	32,000	32,000	0	0	128.0%	—	・基金残高の増加に伴う預金利子の増 7千円
02 選挙費	55,000	0	62,000	0	7,000	7,000	112.7%	112.7%	
12 選挙管理運営費	55,000	0	62,000	0	7,000	7,000	112.7%	112.7%	
03 監査委員費	346,000	0	354,000	0	8,000	8,000	102.3%	102.3%	
13 監査委員費	346,000	0	354,000	0	8,000	8,000	102.3%	102.3%	
03 予備費	10,000,000	0	10,000,000	0	0	0	100.0%	100.0%	
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0	0	0	100.0%	100.0%	
合計	3,098,987,000	698,726,000	3,067,479,000	673,975,000	▲ 31,508,000	▲ 6,757,000	99.0%	99.7%	

令和3年度予算における市町村負担金以外の歳入

国庫支出金 673,895,000円

財産収入・預金利子・雑入 80,000円

合計 673,975,000円

【このページは空白です】

令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算について

1 予算案の全体概要

財政運営期間の2年目となる令和3年度予算総額について、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえて、療養給付費等を正確に予測することが実質的に困難な状況であることから、保険料率算定時の金額をベースとして算出しました。その結果、被保険者数の増加等により、2年度当初予算額に比べて271億6,983万4千円(2.8%)増の9,854億9,999万5千円となっています。

2 歳入について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和2年度	増減額	(率)
市町村支出金	202,962,158	198,100,989	4,861,169	(2.5%)
保険料納付金(現年度分)	113,214,551	110,833,338	2,381,213	(2.1%)
基盤安定拠出金	16,074,789	15,522,029	552,760	(3.6%)
療養給付費負担金 (定率負担金)	73,333,550	71,279,964	2,053,586	(2.9%)
その他市町村支出金	339,268	465,658	▲126,390	(▲27.1%)
国庫支出金	274,535,562	266,750,654	7,784,908	(2.9%)
県支出金	79,087,585	76,914,794	2,172,791	(2.8%)
支払基金交付金	414,629,591	403,656,517	10,973,074	(2.7%)
繰入金	4,209,731	4,418,889	▲209,158	(▲4.7%)
その他の歳入	10,075,368	8,488,318	1,587,050	(18.7%)
歳入合計	985,499,995	958,330,161	27,169,834	(2.8%)

(2) 主な内容と増減

- 保険料納付金(現年度分) 2,381,213千円
被保険者数の増加等による増
保険料予定収納率：99.44%
- 基盤安定拠出金 552,760千円
被保険者数の増加等による増
- 療養給付費負担金(定率負担金) 2,053,586千円
被保険者数の増加等による増
- 国庫支出金：療養給付費等の国庫負担金、財政調整交付金等の国庫補助金 7,784,908千円
医療給付費の増額に伴う増
- 県支出金：療養給付費等の県費負担金 2,172,791千円
医療給付費の増額に伴う増
- 支払基金交付金：現役世代からの支援金 10,973,074千円
医療給付費の増額に伴う増
- その他の歳入：繰越金等 1,587,050千円
前年度繰越金の増加に伴う増

3 歳出について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和2年度	増減額 (率)
保険給付費	970,317,953	943,830,275	26,487,678 (2.8%)
療養給付費等	964,703,561	938,408,733	26,294,828 (2.8%)
審査支払手数料	2,458,418	2,336,742	121,676 (5.2%)
葬祭費	3,151,550	3,084,800	66,750 (2.2%)
傷病手当金	4,424	0	4,424 —
保健事業費	4,464,914	3,827,339	637,575 (16.7%)
基金積立金	176	193	▲17 (▲8.8%)
諸支出金	10,204,000	10,204,057	▲57 (0.0%)
その他の歳出	512,952	468,297	44,655 (9.5%)
歳出合計	985,499,995	958,330,161	27,169,834 (2.8%)

(2) 主な内容と増減

- 療養給付費等 26,294,828 千円
被保険者数の増加等による増
- 保健事業費 637,575 千円
健康診査受診見込者の増加等に伴う増 (196,575 千円)
介護予防の一体的実施に関する事業に伴う増 (441,000 千円)

【参考】

<平均被保険者数の推移>

(単位：人)

	H29 実績	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込
平均被保険者数	1,042,225	1,088,568	1,136,909	1,161,058	1,186,180
対前年度比	4.9%	4.4%	4.4%	2.1%	2.2%

<1人あたり医療費の推移>

(単位：円)

	H29 実績	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込
1人あたり医療費	871,013	869,772	878,296	885,059	891,077
対前年度比	1.0%	▲0.1%	1.0%	0.8%	0.7%

4 基金の状況

(単位：千円)

	令和2年度末残高 (見込)	取崩予定額	積立予算額	令和3年度末残高 (見込)
療養給付費等 支払準備基金	8,612,640	4,209,730	176	4,403,086